

「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針の一部を改正する件に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見について

令和 4 年 5 月 3 1 日
厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課

標記について、令和4年3月22日から同年4月20日までの間、ホームページを通じて御意見を募集したところ、計12件の御意見をいただき、うち9件は本件に関する御意見、残り3件は本件とは関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた本件に関する御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです（取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約しております。）。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<p>事業者が容器に入れ又は包装した化学物質等を労働者に取り扱わせるときの表示事項として「人体に及ぼす作用」を追加することについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人体に及ぼす作用」を表示することが「改正」となる文章が示されていない。ラベル表示をすることにより、人体に及ぼす影響を事前に確認し、人体への影響をわかりやすくする等の文章が必要。 ・表示事項として「人体に及ぼす作用」を追加することについては反対。特に、GHS分類の結果、危険有害性のある物質に分類されない場合は、適用除外とすべきことを明記すべき。 ・従来の GHS ラベルの代替表示とどう違うのか。「人体に及ぼす作用」と「表示の方法」に種々の手段を認めるといふことでよいか。 ・「人体に及ぼす作用」とは、SDS に記載の範囲の情報を明示することでよいか。 ・ラベルには既に多すぎる情報量が記載されており、新たに表示事項を追加して 	<p>「人体に及ぼす作用」は、現行においても労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条の規定によるラベル表示における表示事項となっております。</p> <p>本指針の改正は、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号。以下「改正省令」という。）において新設する労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第33条の2において、製造許可物質又はラベル表示対象物を事業場内で別容器等で保管する場合に、「名称」及び「人体に及ぼす作用」の明示を義務付けることに伴い、本指針においても同趣旨の改正を行うものです。</p> <p>本指針の対象は、法第57条及び第57条の2に基づきラベル表示・SDS交付が義務付けられている物質並びに安衛則第24条の14及び第24条の15に基づきラベル表示・SDS交付が努力義務となっている物質であり、いずれも GHS 分類の結果、危険有害性区分を有するものです。</p>

	<p>も、使用する人はむしろ見なくなる。ラベルだけですべての有害性情報を把握させることに無理があり、ラベルを確認してピクトグラムが記載されていたら SDS を見て有害性情報を確認してから取り扱うような教育啓蒙活動をするほうが有用ではないか。</p>	<p>また、本指針における「人体に及ぼす作用」の表示内容は、SDS 記載事項の「人体に及ぼす作用」の表示内容と同様です。</p> <p>引き続き、制度の適切な周知を図ってまいります。</p>
2	<p>労働者に対する表示事項等の表示の方法として、光ディスクその他の記録媒体を用いる方法を新たに認めることについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多数の SDS を作業場でいつでも確認できるようにするため便利な方法だが、化学物質を取り扱う屋内作業場や危険物倉庫は消防法上、防爆仕様のパソコン等しか利用を認められておらず、この改正は現場にとって有効な変更とはならない。 ・労働者の安全のためには書面のような即物的なものによる提示は必要。 ・製品容器に二次元コードをつけて SDS が閲覧できるという方法も提示したらよい。 	<p>本指針の改正は、改正省令において SDS の通知方法を柔軟化することに伴い、本指針においても、同趣旨の改正を行うものです。光ディスクその他の記録媒体を使用することを一律に求める趣旨ではなく、従前どおり、作業場内における掲示や作業場への書面の備付け等による方法により表示を行っていただくことも可能です。</p>
3	<p>化学物質等の危険性、有害性を知らせるために必要不可欠だと思うので賛成。</p>	<p>制度の適切な運用に努めてまいります。</p>
4	<p>すべての対象物について対応するには、時間の制約や実務者の能力、それに伴う教育・訓練を考慮しなければならない。また、人体に及ぼす影響が明確でないものに対する表記をどのように扱うかわからない。一律に義務付けではなく、数量や保管期間等を考慮した運用を希望する。</p>	<p>本指針は、法に基づく危険有害性等の表示・通知制度を促進するための指針であり、法第 57 条及び第 57 条の 2 に基づきラベル表示・SDS 交付が義務付けられている物質並びに安衛則第 24 条の 14 及び第 24 条の 15 に基づきラベル表示・SDS 交付が努力義務となっている物質が対象となっており、いずれも GHS 分類の結果、危険有害性を有し、人体に及ぼす影響が明らかになっているものです。</p> <p>つきましては、法令の規定を踏まえた表示・通知を適切に行っていただくよう、お願いいたします。</p> <p>お寄せいただいた運用についての御意見については、今後の制度改正における参考とさせていただきます。</p>

○ 本指針の改正案とは直接関係の無い御意見

1	<p>【「職場における化学物質等のあり方に関する検討会報告書」に関する内容のうち、本指針の改正案以外に関する御意見】 ・安衛則の「事業場内で別容器等で保管する場合の名称及び人体に及ぼす作用の明示」についての御意見</p>	<p>今後の制度改正における参考とさせていただきます。なお、「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」を踏まえた法令改正に関する内容のうち、改正省令案に関する意見募集の結果については、別途公表しております。</p>
2	<p>本指針と関連する省令改正自体が改正手続き中であり、未確定であるので、省令改正が成立前提での意見募集は時期尚早。本意見募集を取り下げて、関係法令が確定した段階で改めて実施すべき。</p>	<p>本指針の改正は、改正省令と関連するものであり、また施行日の観点から、改正省令の公布日にあわせて公布する必要があるため、省令改正手続きと並行して意見募集を実施したものです。</p>